

# 寺岡記念病院

## (介護予防)通所リハビリテーション事業所運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人社団陽正会が開設する寺岡記念病院（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、リハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(2) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

(3) 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(4) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

(5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(6) 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 寺岡記念病院
- (2) 開設年月日 2012（平成24）年8月1日
- (3) 所在地 広島県福山市新市町新市37番地
- (4) 電話番号 0847-52-3140 FAX番号 0847-52-2705
- (5) 管理者名 高橋 尚光
- (6) 介護保険指定番号 (3414510051)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりである。

- |     |       |              |
|-----|-------|--------------|
| (1) | 医師    | 2人           |
| (2) | 管理者   | 1人(作業療法士と兼務) |
| (3) | 作業療法士 | 2人(非常勤:1名含む) |
| (4) | 理学療法士 | 3人(非常勤:1名含む) |
| (5) | 言語聴覚士 | 2人(非常勤:1名含む) |
| (6) | 介護職員  | 1人           |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、血圧測定等を行う他、通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを行う。
- (4) 生活相談員は、血圧測定等を行う他、利用者及び家族からの相談に適切に応じる。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間については以下のとおりとする。

- (1) 祝日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。(8月15日・16日及び12月31日から1月3日を除く)
- (2) 通常、営業日の午前9時00分から午後4時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時から午後12時、午後1時から午後4時30分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人(1単位につき20人)とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、理学療法士等によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 通所リハビリテーションの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護負担割合に応じた額とする。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

(2) おむつ代は下記に定める利用料金表により支払いを受ける。

a) オムツ代 実費

紙オムツ	トレーニングパンツ	パット
70 円/枚	100 円/枚	30 円/枚

(税込)

b) 上記以外で利用者等からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

福山市、府中市（上下町を除く）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・火気の取扱いは禁止する。
- ・設備・備品の利用は職員の許可が必要。
- ・所持品・備品等の持ち込みは職員に申し出が必要。
- ・金銭・貴重品の持ち込みは原則として禁止とする。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、社会医療法人社団陽正会 寺岡記念病院 施設管理課主任を充てる。

(2) 火元責任者には、管理者を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 2 回以上

③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- (4) 前三号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置く。（事業所の管理者が行う）

(職員の服務規律)

第 15 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人社団陽正会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 19 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 20 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人社団陽正会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 24 年 8 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和 3 年 11 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。